

貨物自動車運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名：
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定
- ② 手続根拠：
貨物自動車運送事業法第38条第1項
- ③ 手続対象者：
貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法第34条の法人
「地方適正化事業」は、次のとおりです。
 - 一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し貨物自動車運送事業者に対する指導を行うこと。
 - 二 貨物自動車運送事業者以外の者の貨物自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。
 - 三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
 - 四 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。
 - 五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること。
- ④ 提出時期：
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定の申請をしようとする日
- ⑤ 提出方法：
地方実施機関指定申請書及び必要書類を添付して、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して地方運輸局長に提出して下さい。
- ⑥ 手数料：
なし
- ⑦ 申請書様式：
貨物自動車運送事業法施行規則第36条第1項
- ⑧ 記載要領・記載例：
提出先となる地方運輸局貨物課又は運輸支局輸送部門にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

国土交通省自動車交通局貨物課	03-5253-8111	(内線41333)
北海道運輸局貨物課	011-290-2743	
東北運輸局貨物課	022-299-8851	(内線382)
北陸信越運輸局貨物課	025-244-7579	
関東運輸局貨物課	045-211-7248	
中部運輸局貨物課	052-952-8037	
近畿運輸局貨物課	06-6949-6447	
中国運輸局貨物課	082-228-3438	
四国運輸局貨物課	087-835-6365	
九州運輸局貨物課	092-472-2528	
沖縄総合事務局陸上交通課	098-866-0061	
- ② 受付時間：
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
提出先又は当該事案を管轄する運輸支局輸送部門